

令和8年度岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業委託
に係る契約希望者の公募について

令和8年3月4日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

岩手県では、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦（以下「ひとり親家庭の親等」という。）の家庭状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供等により、一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備や、ひとり親家庭等日常生活支援事業による継続的生活指導を必要としているひとり親家庭の親等に対して、総合的に支援すること目的とした「岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業」を委託により実施します。

つきましては、令和8年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「令和8年度岩手県ひとり親家庭等就業・自立支援センター等事業受託希望届」により、令和8年3月18日（必着）までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援室に届け出てください。

なお、下記1の資格要件を1つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が1者の場合には、当該届出のあった者を「契約候補者」とし、2者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

本事業は令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、予算編成状況、県議会での審議状況等により、契約締結前に内容の変更、募集の停止等の措置を行うことがあります。

御不明な点は岩手県保健福祉部子ども子育て支援室次世代育成担当：電話 019-629-5456 までお問い合わせください。

記

1 資格要件

- (1) 県内に主たる事務所を有する母子・父子福祉団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、又は特定非営利活動促進法第2条第1項に定める別表の12「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」を行う特定非営利活動法人等で、2に記載する業務の実施が可能な者であり、かつ、母子及び父子並びに寡婦の福祉の増進に寄与する十分な知識経験を有する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2号各号のいずれかの規定に該当しな

い者

- (3) 岩手県からの受託業務に関し、指名停止等の措置を受けていない者
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団でないこと。

2 委託事業の内容

別添「委託事業仕様書」のとおり

3 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 個人情報管理
相談者、受講者等の個人情報は、岩手県個人情報保護条例等により取り扱うこと。
- (2) 記録等
相談内容、講習内容等、記録すること。
- (3) 契約の変更
仕様書に定める業務以外に必要な業務が生じた時は、協議により契約の変更が行われることがあること。
- (4) 関係機関との連絡調整
事業の実施にあたっては、必要に応じて、市町村、県、関係団体等と意見交換を行う等、事業の効果的な実施に努めること。
- (5) 広報活動の実施
市町村、県、関係団体との連携を密にするとともに、ホームページや広報誌等を活用し、事業の広報を積極的に行うこと。
- (6) その他
本業務の履行にあたっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知）第3に規定する合理的配慮について留意すること。

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託費（予算額）

10,044 千円

6 その他

本事業は、令和8年度当初予算の成立を前提として募集を行っており、県議会での審議状況等により、募集の停止、事業内容の変更、契約しないこと等の措置を行うことがあります。